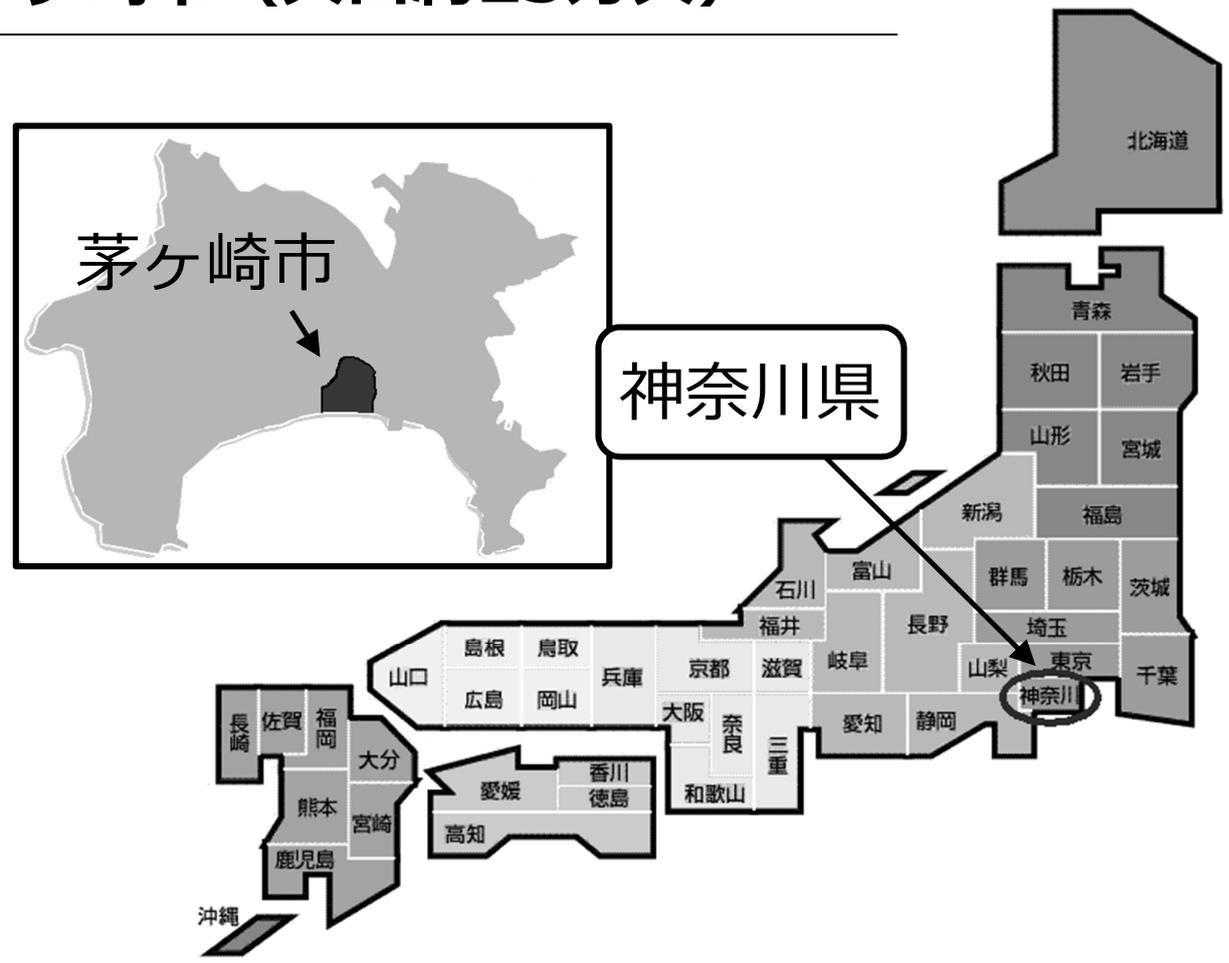


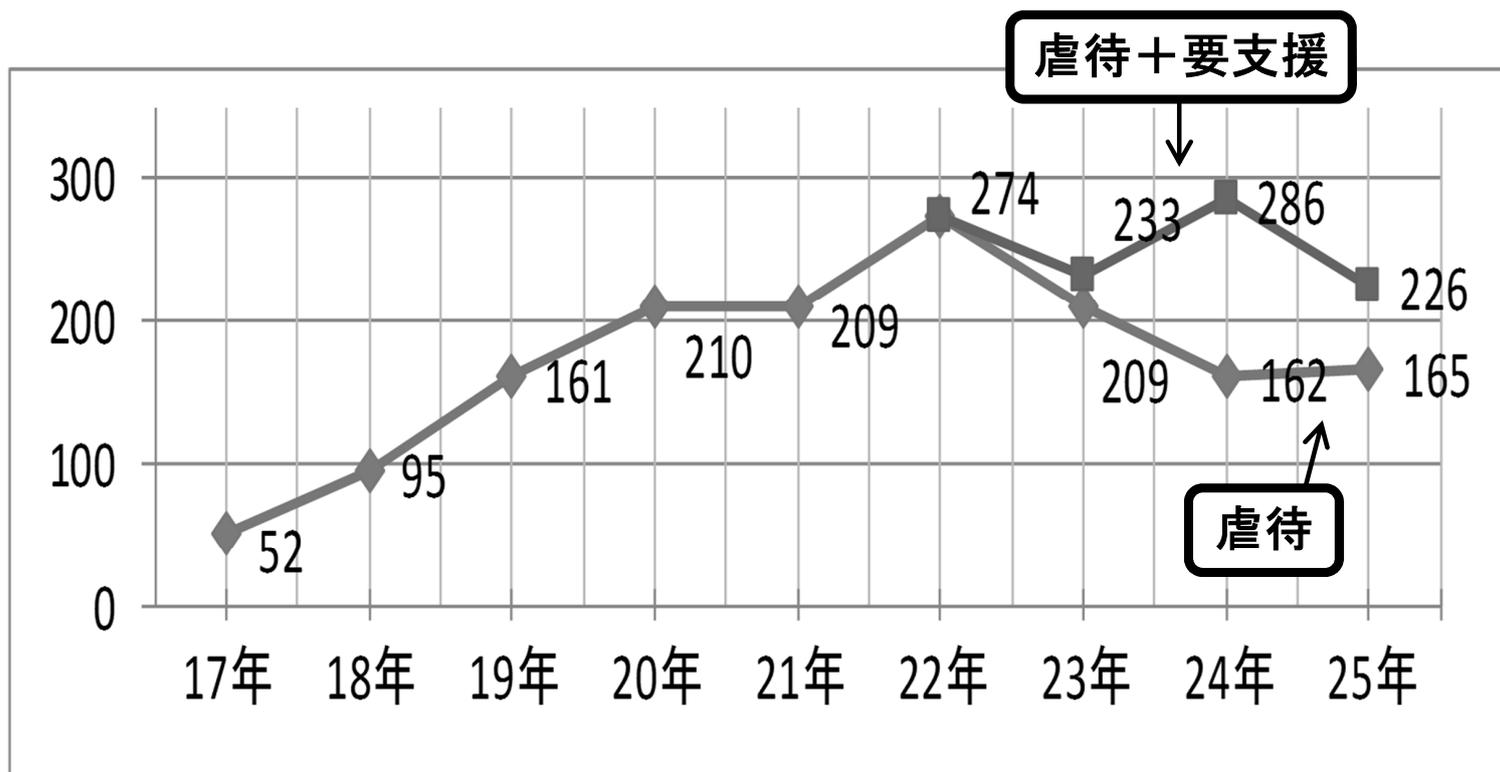
茅ヶ崎市の 児童相談等の取り組み

茅ヶ崎市 こども育成相談課

茅ヶ崎市（人口約23万人）



児童虐待等の件数（平成25年度）



3

要保護児童対策地域協議会とは

- 児童福祉法25条で定められた、市町村に置かれるネットワーク組織。
- 児童虐待等により、支援・保護が必要な子ども・妊婦を見つけ、情報共有し、協働対応していく。
- 構成員に守秘義務が課せられ、個人情報の収集が認められている。

4

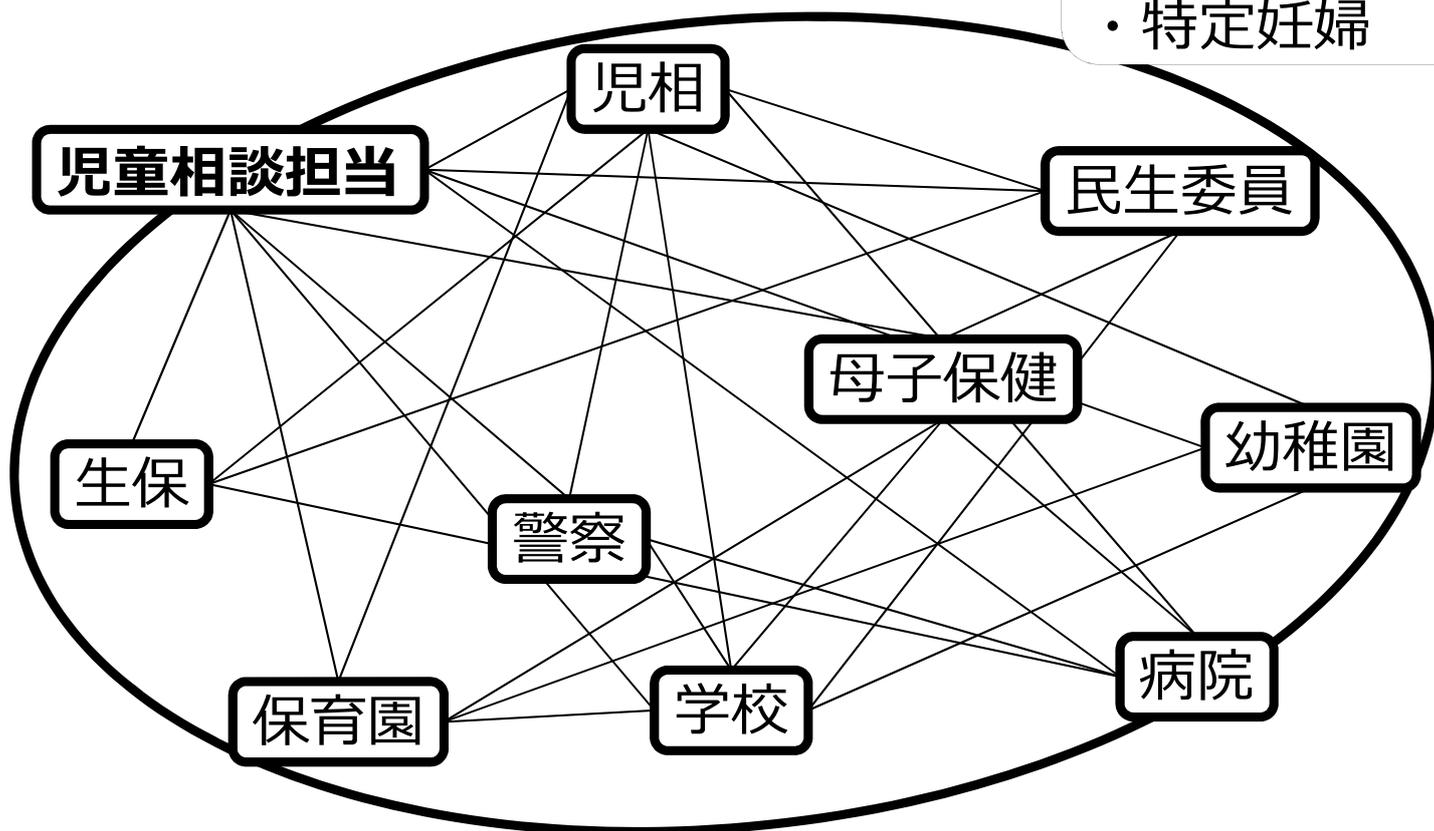
要保護児童対策地域協議会とは

- 協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3段式が一般的。
- 構成員は、地域の子どもに関わる機関。
(小中学校、保育園、幼稚園、病院、医師会、警察、児童相談所、民生委員、市町村の関係課等)
- 主な活動内容は、ケース対応、進行管理、普及啓発、研修

5

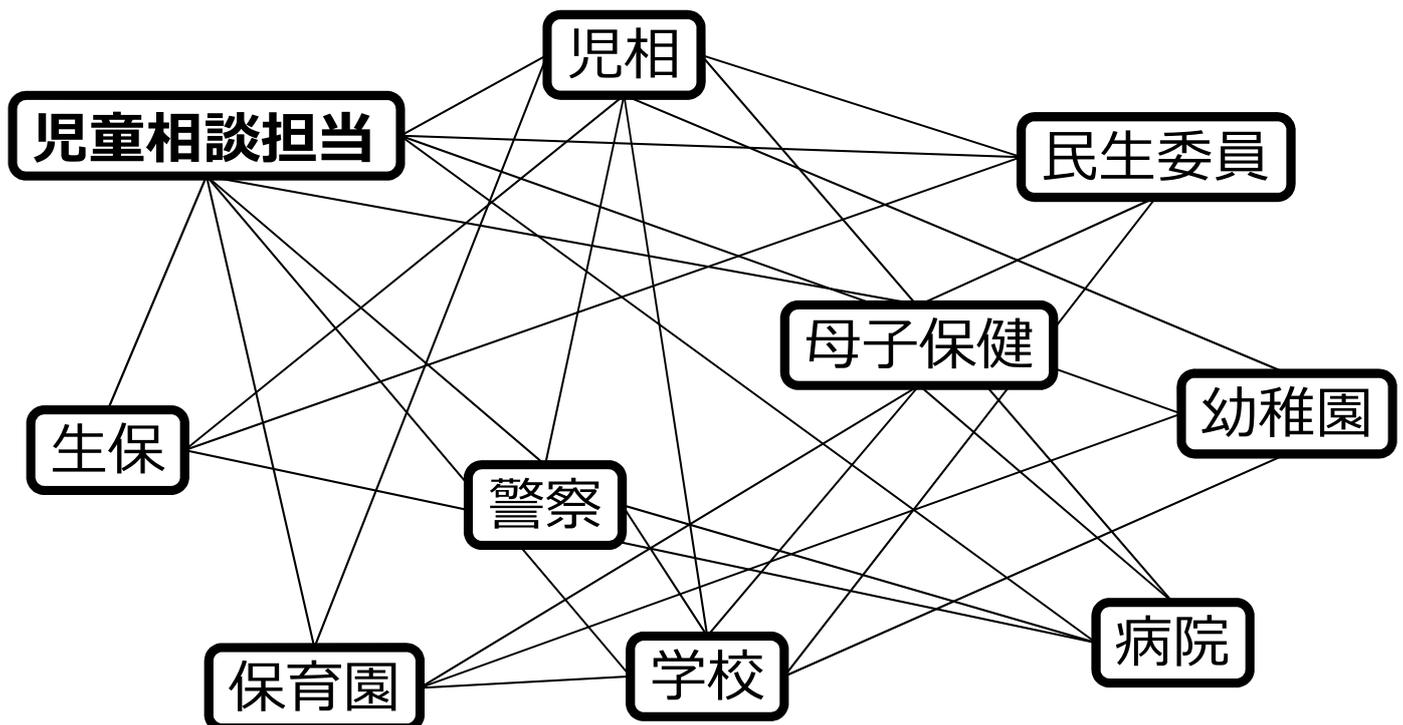
要保護児童対策地域協議会

- ・ 要保護児童
- ・ 要支援児童
- ・ 特定妊婦



6

虐待関係ではない児童相談



7

茅ヶ崎市の児童相談の特徴

- 虐待予防から虐待まで対応
 - 機動性重視（こまめに情報交換）
 - 当事者参加
-
- ほしつ☆そだれん（子育て練習講座）

※3割引きで

8

伝えること

→ 整理した話、こちらの認識・考え

聞くこと

→ 親子の意向、事実（とくに前向きな）

重んじること

→ 当事者性、子どもの安全・育ち

学校・フリースクール等との連携

市の児童相談から見た フリースクール等の位置づけは？

11

子どもの基本的な生活を実現する
貴重な社会資源の一つ

12

虐待対応、虐待予防に力を入れていくと
次の問題にぶつかる

具体的な支援メニューが足りない

虐待の予防や対応は

結局のところ

子育て支援です

15

需要の高い支援内容は？

虐待対応部門としては、

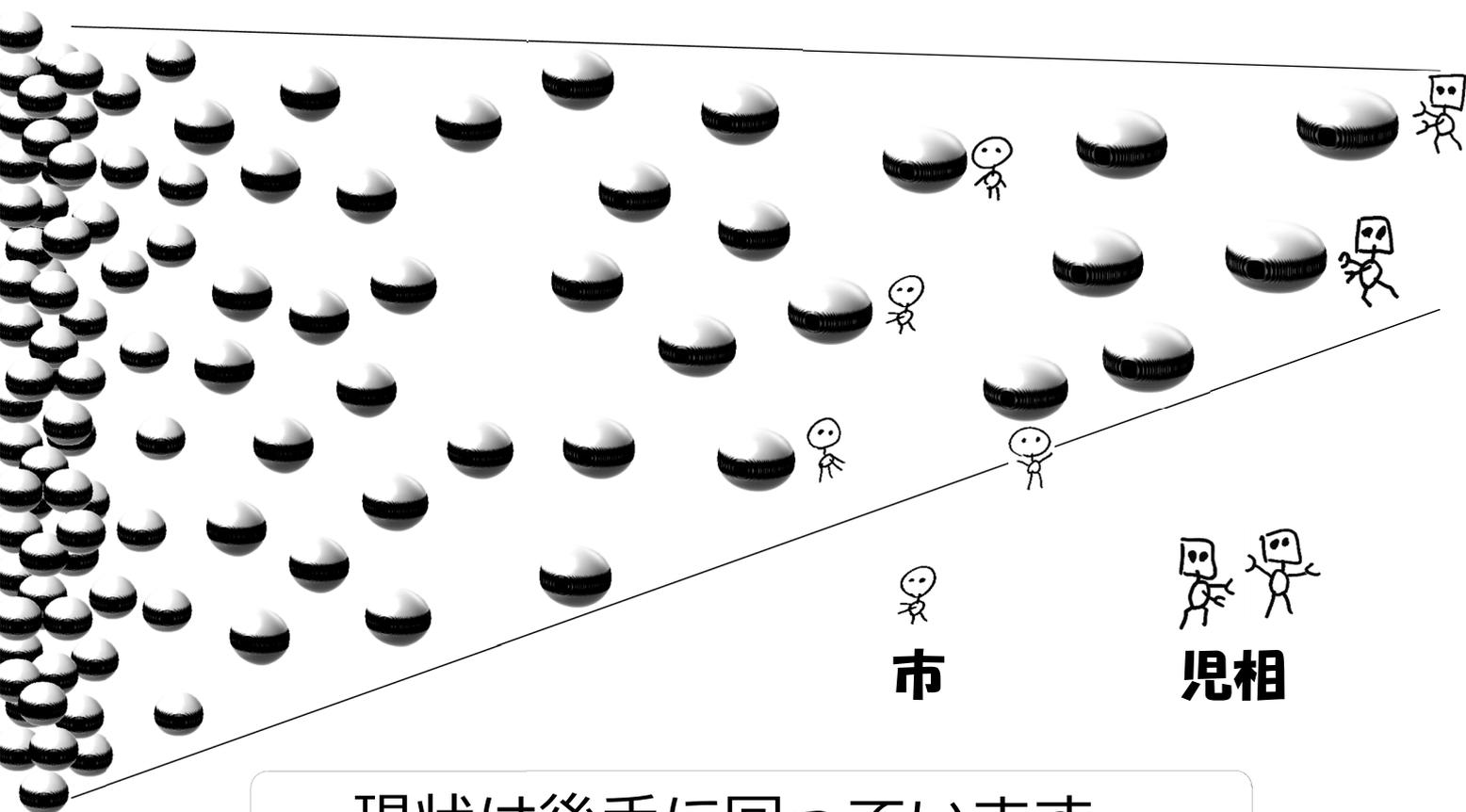
子どもの生活支援

→ 生活の一部のフォロー

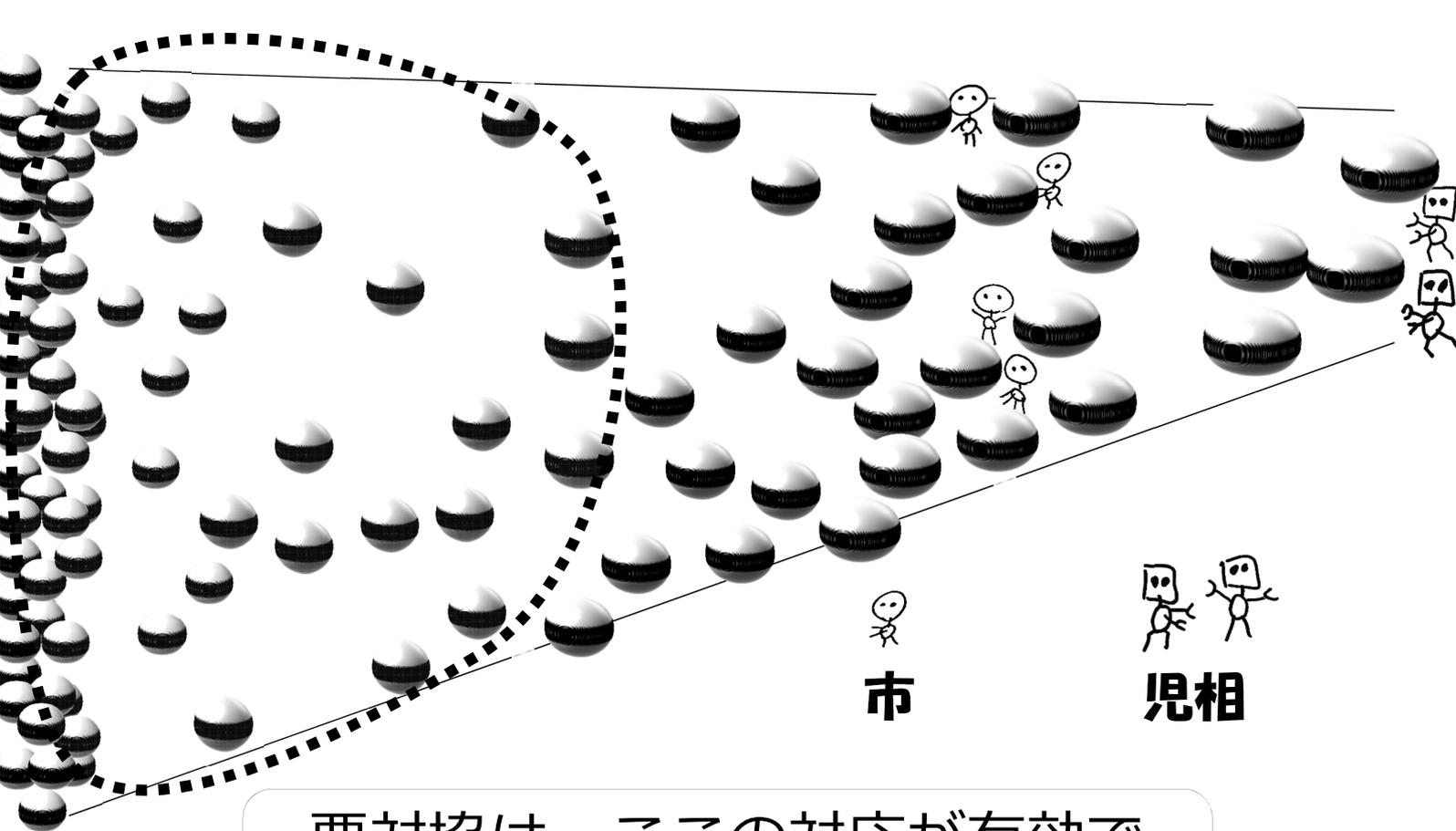
（ 移動支援、学習支援、居場所、話し相手
家事・育児支援（技術の習得も含めて） ）

16

児童相談業界の 赤字モデル・アニメーション



現状は後手に回っています。



要対協は、ここの対応が有効で現実的だと実感しているが…

今後は…

市町村の児童相談が青い玉への対応に力を入れだすと、フリースクール等との連携頻度は増すと思われます。